海外派遣プログラムレポート

篠田春樹

Ⅰ　概要

派遣先：ハーグ国際私法会議
派遣期間：2017 年 7 月 3 日～同年 9 月 1 日

Ⅱ　業務内容

派遣先のハーグ国際私法会議では、日常の業務に取り組んだことに加え、日常的業務以外の活動としてハーグアカデミーへ参加したり他の国際機関・弁護士事務所へ訪問したりしました。

(1) 日常的な業務

ハーグ国際私法会議においては、既存の条約に関するオペレーションや新しい加盟国の加入に向けた作業と、新規の条約採択に向けたプロジェクトの 2 通りの業務が行われています。そして、この二方向の作業が概ねそれぞれの分野ごと（国際家族法・国際民事訴訟法・国際商事金融法）に分かれて行われていました。他方で、国際機関である以上、事務局のガバナンスや条約採択方法等の手続面の改善も重要な業務のうちの一つとなっています。

私は、当時主に手続の改善に取り組まれていた John 氏に担当していただいたため、主要な業務としては、彼の業務に関連するリサーチやワード形式での報告を行っていました。具体的な業務内容は次の通りになります。

・ハーグ国際私法会議 125 周年記念会議についての出席者リストの更新・コンセプト考案
・加盟国からの任意的拠出金の受取における所内手続規定のレビュー
・他の国際機関における、意思決定の際の書面（電子）投票制度の有無・内容のリサーチ
・意思決定過程における定足数の意義のレポート

他方で、国際家族法を専門に扱うスタッフからも仕事をアサインされ、日本の家族法に関する情報を集約・整理してレポートすることも多く行いました。下記に羅列したものがこれにあたります。2017 年 10 月に特別委員会（Special Commission）が予定されていたため、これに向けたリサーチが必要であったこと等によります。

・成年の保護（Adult Protection）に関する日本の法制度や法整備状況のリサーチ
・日本における配偶者や子の扶養料請求にかかる強制執行の手続および要件のリサーチ
・子の面会交流・返還にかかる強制執行の内容についての報告

その他、分野に関係なく日本や日本法に関するリサーチをいくつか行いました。そのうちの主要な業務が以下になります。

・ハーグ証券条約に関する日本における議論状況の報告
・指定された具体的事件に関する判決の有無のリサーチ
・子奪取条約（Child Abduction Convention）に関する加盟国アンケートの取りまとめ

(2) 日常的業務以外の活動

私の担当である John 氏は、インターン生に日常業務外の活動を積極的に行うことを推奨しており、私はハーグ滞在中に様々な活動に参加させていただくこととなりました。

まずは、ハーグアカデミーです。ハーグアカデミーという機関は平和宮（Peace Palace）に設置された国際法の研究・教育機関であり、毎年夏に講義やゼミを行うコースを提供しています。その受講者は主に、国際公法・国際私法に関心をもつ若手の官僚・実務家・研究者であり、世界各国から集まります。その数は聞くところによれば 300 名以上であり、また、今年から冬のコースが開講されることになるなど、人気を集めているようでした。

私が派遣された 2017 年には、ハーグ国際私法会議のインターン生はハーグアカデミーのコースを 1 つ選んで受講することができると案内され、正規の受講者に混ざりながら講義を受けました。講義の中でハーグ国際私法会議の条約に触れることが多くあり、研究者からみた条約の評価や条約に関わる具体的事例の解説を聞くことができ、普段の業務とは異なる視点からハーグ国際私法会議の活動を見る良い機会となりました。

また、John 氏の企画により平和宮に設置されている常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration）のスタッフの方に平和宮内を案内していただいたり、以前ハーグ国際私法会議でインターンをしていた韓国人の案内で国際刑事裁判所（International Criminal Court）を見学させていただいたり、また、McDermott Will & Emery ブリュッセル事務所に派遣されていた増田さんからの紹介で、ジャパンデスクを有するハーグの法律事務所を訪問したりしました。さらに、日本大使館に勤務されている日本の裁判官の古谷様にお会いさせていただき、ハーグにおける生活のことから始まり、日本政府側からみたハーグ国際私法会議の状況や私の法曹としてのキャリアに対するアドバイスなどを伺うことができ大変勉強をさせていただきました。

このように他の国際機関や法律事務所を訪問することができ多方面の法曹関係者とお会いできたことは、ハーグへ研修に来たからこそ得られたご縁と経験です。

Ⅲ　レポート

本派遣プログラムを通じて、日本の環境では得難い知見・経験を多く得ることが出来ました。異なる法体系を学んできた人と業務をこなす難しさと面白さはその一つです。

(1) ハーグでの学び

国際機関であるハーグ国際私法会議には約 30 名のスタッフが常駐しており、そのうちインターン生を含めて 10 名程度が法的業務に携わっていました。これらのスタッフの出身国は欧州がメインといえどもすべて異なり、それにともなって法的なバックグラウンドはバラバラでした。コモンローを学んできた方、大陸法系の国で教育を受けた方、はたまた双方の法体系それぞれの弁護士資格を有する方等がいらっしゃいました。カナダ出身のスタッフに日本の家族法のレポートを提出した際、日本人の法曹関係者の間では特別な説明を要しないであろう部分について質問をされたりしました。各国の法制度は多少なりとも似通っているものの、一方の国にはあって他方の国にはない規定や仕組みが採用されていることも多く、日本の法律の勉強を主にしてきた私には質問の回答に戸惑うことが何度かありました。この経験から、普段から他国の法制度についての知見を蓄えていくことで、異なる法的バックグラウンドをもつ人とも円滑に業務上のコミュニケーションをとることができると学ぶことができました。

(2) 語学とコミュニケーション

私にとって、英語のみが通じる言語環境で勤務することは今回が初めてでした。当初は思ったことを正確に言葉にできないことや前提知識がないために会話についていけないことが多く、日々やるせなさを感じていました。ただ、英語での会話に慣れてきてもその状況が必ずしも解消されたとはいえませんでした。思えば自分は日本語でさえも不十分・不正確な表現しかできないときはあるし、出身地等の文化的バックグラウンドが異なる日本人との会話でもうまく発言できないときはあります。とすると言語それ自体の問題はさほど大きくないのではないかと思うに至りました。もちろんこのように自分を納得させて語学の習得を諦めてしまうことは良くなく、日々の積み重ねによって語彙力や表現力を向上させていくことは必須です。しかしそれに終始することなく

普段から様々な情報に触れ、幅広い知識や物事に対する自分の考えを持つことも同じように（またはそれ以上に）重要であることを学びました。

(3) 内外における交流

このように日常のコミュニケーションには苦戦していましたが、スタッフやインターン生とは親睦を深めることができました。もともとインターン生は 6 ヶ月以内の期間（主に 2–3 ヶ月）で採用されており、インターン生の入れ替わりが多いためか、スタッフはインターン生の受け入れに慣れているようでした。業務に関することはもちろん、現地の生活にまつわることについても聞けば必ず親切に答えてくださいました。また最近はインターン生が事務所に深くコミットできるように法務チームが開いている月例の会議に出席させてくださったり、インターン生が抱く業務に関わる悩みを聞くためのランチ会が開催されるなど、インターンプログラムの向上には積極的に取り組んでおられるようでした。

特にインターン生や担当の John 氏、歳の近いスタッフとはオフィス内のみでなく、食事やイベントなどでご一緒していただきハーグでの生活に彩りを加えてくださいました。John 氏の自宅に招待されディナーをしたことは良い思い出です。また、John 氏はハーグの国際機関や大使館に勤務する若手を集めた交流会（Young Diplomats' Club）を開いており、これに参加することで他の機関のインターンや外交官と交流するなど、貴重な経験をすることができました。語学の問題はあるにせよ、様々な外国人と色々な場所で出会い、多岐にわたるトピックについて話したり議論したりすることは、大変良い刺激となりました。

Ⅳ　結び

最後に、今回このような経験ができたのは、岩村先生、藤田先生、後藤先生や、ご寄付をしてくださった企業の皆さま、ビジネスロー・比較法研究センターの川村様、そしてともに異国の地でインターンをし苦楽を共有しあった同級生のおかげに他なりません。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。本当に有難うございました。